

令和元年度山梨県南都留地域教育フォーラム提案書

第6分科会

所 属：富士北麓障害者基幹相談
支援センター ふじのわ

提案者：相談支援専門員 藤井 祐子

『 医療 ・ 福祉 ・ 教育とのネットワークと連携 』

障害のある子どもが地域で育つために・・・・・・・・

～ 私たちの 出来る事 ・ すべき事 （役割） ～

○ 障害のある子どもが地域で育つために ○

～ 私たちが 出来ること・すべきこと ～



在宅で育つ障害をもった子どもの増加に対応して、施設や保育所等だけでなく、教育、福祉、療育、医療、保育、そして家庭に於いても発達支援を提供することが求められるようになってきました。

どのような障害があっても「受け入れられる」「地域で生活できる」

を目標に、多様な機関とのつながり方、つなぎ方、そしてそのタイミングをつかむ事が私たち医療・福祉・教育の場に求められています。

今、何をしたら最適か。どのような介入が適切か。どう接すれば最適か。

1 障害児の療育の変遷 平成27年 障害者総合支援法から児童福祉法へ
「障害を治す」から「障害と共に」へ

○治療をめざす医療モデルの限界と弊害 ICIDH から ICF

○医療モデルから生活モデルへ

「障害」から「障害のある児」へ

課題：健やかな成長を見守るはずの乳幼児健診や3歳児健診が、障害の早期発見の場になりつつある。

2 障害児の子育て

① 特別な困難（障害特性）を知る（障害受容等）

② 活動の広がり、成長・発達を求めて

配慮された子育て（児童発達支援事業や放課後等デイサービス等）

発達レベルの配慮（支援学校なのか支援学級なのか）

二次障害の予防（過小・過大評価を防ぐ）

潜在能力の育成・拡大

医療は生命を守るもの。しかし医療だけでは子供は育たない。そこに保育が介入することで、療育が始まり、子育てが始まる。

子どもの18年間・・・様々なイベントが・・・

出産 ⇒ 入園 ⇒ 卒園 ⇒ (入学 ⇒ 卒業) × 3 ⇒ 就労

その度に環境の変化があり、配慮を行いながら支援をしていく。

そしてそれぞれの機関が情報を共有しながら同じ目標を持って取り組むことがとても大切。

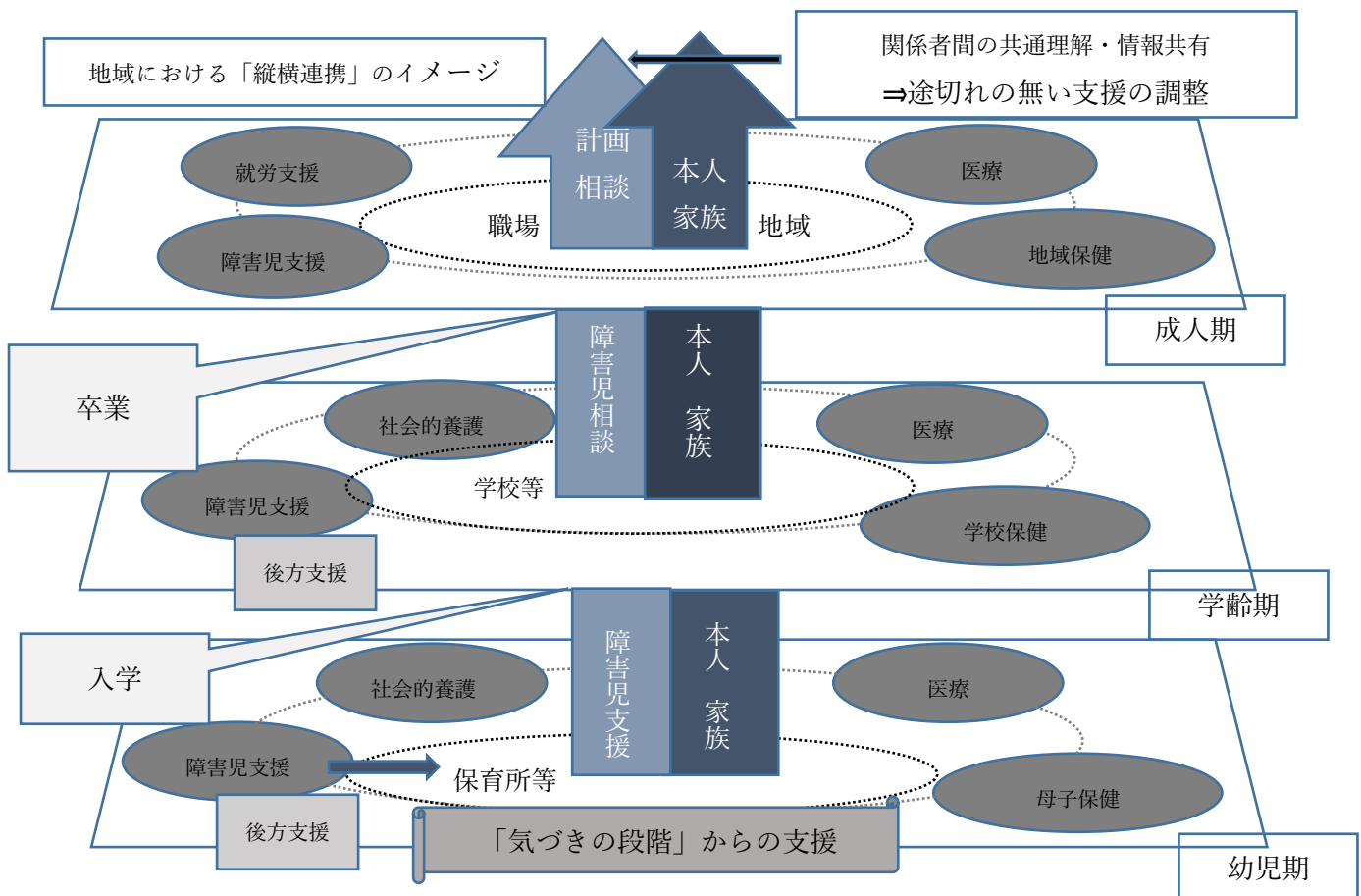
- なぜ連携が必要なのか。組織の中でチームとして関わる意味 ○
支え合う、他人でも信頼し、協力し合うことが出来る

連携と協働の目的

生活支援に於いて、医療・福祉・教育（療育・保育を含む）の専門職が相互に連携を通じて、家族の思いと共に育つ支援を行うために、専門職の協働により、丸抱えの支援にならない様に子供と家族のもつ力が発揮できる支援体制の構築を行う。

障害児支援は、子どもの障害に着目するだけではなく、子育てを支援するという視点を持つことが重要。

生まれてから保育園や幼稚園、小中高等学校等における障害のある幼児児童生徒に対し、障害の可能性の段階から、子育て、就学、就労のニーズに気づき、支えつなぐための連携と役割を担っていく。



児童発達支援事業 就学前の子供の通所施設

児童発達支援は、児童福祉法第6条の2の2第2項の規定に基づき、障害のある子どもに対し、児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供するものである。

○児童発達支援の提供すべき支援と内容○

- 1 本人支援 「健康・生活」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域にわたる支援。
障害ある子どもが、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにする支援。
- 2 家族支援 障害のある子どもを育てる家族に対して障害の特性に配慮し、丁寧な「家族支援」を行う。
- 3 地域支援 障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等の子育て支援機関等の関係機関との連携を進め、地域の子育て環境や支援体制の構築を図るための「地域支援」を行う。

放課後等デイサービス 就学後の子供の通所施設

放課後等デイサービスは、児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校（幼稚園・大学を除く。以下同じ）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供するものである。

○放課後等デイサービスの基本的役割○

- 1 子どもの最善の利益の保障
支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭と異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子供の状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。
- 2 共生社会の実現に向けた後方支援
子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、他の子どもを含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点、放課後児童クラブや児童館などの一般的な子育て支援施策を、専門的な知識・経験に基づきバックアップする「後方支援」。

居宅介護（自宅へ訪問して支援を行う）

行動援護（問題となる大きな行動のため、社会参加等ができなくなった方に対して専門的な知識を持った支援者が外出支援等を行う）

移動支援（社会参加や余暇活動への参加支援）

短期入所（入所施設へ2泊3日ほどの短期間宿泊を行う。事前に計画と予定を入れる）

指定特定障害児相談支援（福祉サービスを利用するための計画を立てる）

○地域における「縦横連携」を勧めるための体制づくり

- ・ 児童発達支援センター等を中心とした地域支援の推進
- ・ 入所施設の機能の活用
- ・ 障害児相談支援の役割と拡充の方向性
- ・ 支援者の専門性を活かすための協働・連携の推進
- ・ 地域内の関係者の連携を進めるための枠組みの強化
- ・ 行政主体間の連携・市町村の関与のさらなる強化等

適切な相談場所
のアドバイス
適切な情報提供

支援者同士の情報交換・社会資源を知る

○「縦横連携」によるライフステージごとの個別支援の充実

発達の見立ての支援
子育て支援

相談支援・
児童発達支援事業等

- ・ 保育、母子保健等と連携した保護者の「気づき」の段階からの乳幼児期の障害児支援
- ・ 教育支援委員会等と連携した小学校入学前の障害児支援
- ・ 学校等と連携した学齢期の障害児支援
- ・ 就労支援等と連携した上での学校卒業後を見据えた支援

学校・計画相談・障害者就業・生活支援センター ハローワーク等

放課後等デイサービス

教育センター
教育委員会
学童保育等
ファミリーサポート

○継続的な医療支援等が必要な障害児のための医療・福祉の連携

居宅介護
(通院介助等)

- ・ 発達障害児への対応のための支援者のスキルアップ等
- ・ 重症心身障害児者等にかかる在宅医療との連携

地域医療との関わり
基幹相談支援センタ
ーによる支援
情報提供
訪問看護 等

○家族支援の充実

ピアの仲間との関わり
具体的なアドバイス
障害受容の支援
「様子を見ましょう」
いつまで？誰が？
どこまで？

- ・ 保護者の「子供の育ちを支える力」の向上
- ・ 精神面でのケア・カウンセリング等の支援
- ・ 保護者等の行うケアを一時的に代行する支援の充実
- ・ 保護者の就労のための支援
- ・ 家族の活動の活性化と障害児の「きょうだい支援」

相談支援・
計画相談
子育て支援による
継続支援

○個々のサービスの質のさらなる確保

地域の後方支援としての専門的役割
自立支援協議会による課題検討

- ・ 一元化を踏まえた職員配置、専門職の確保等
- ・ 入所施設的生活環境の改善等
- ・ 障害児の利用する障害福祉サービス等の拡充・適用拡大に向けた検討

近年、障害を持つ子どもが利用できる福祉サービスが増えてきている。

しかしながらその内容や機能等を知らなければ繋ぐことが出来ない。

子どもの成長の各段階に応じて関わる機関同士、および支援機関間の連携等、切れ目のない連携体制の強化。

保育所や幼稚園から小学校に上がる際の連携等、子どもの成長段階に応じて関わる機関の連携の重要性。

個々の家庭に必要な支援のため、相談に応じるとともに、地域の関係機関や民間団体のネットワーク構築などを行う利用者支援事業等の活用を図り、出産・子育て応援事業及び子ども家庭支援センター事業等の緊密な連携により、地域に於ける包括的な支援体制作りを進めることも重要。

事例を通して

両親の希望を背負って双子として誕生。お母さんも一度に二人の子育てに追われる毎日。1歳を迎えるころ何か様子がおかしい。気に入らないと嘔みついたり奇声を発したり。視線が合わず、毎日悩んでいた。1歳時健診の時に、保健師さんから「発達障害かもしれない。でもまだ小さいので様子を見ましょう」と言われた。「様子を見ると言ってもいつまで？誰か教えてくれるの？」

偶然基幹相談へつながり、傾聴や障害理解、福祉サービスの利用、医療機関等の情報提供を数日かけて行う。行政、児童発達支援事業所（圏域内、圏域外）を巻き込み、医療機関から障害の見立てを行ってもらう。それぞれの機関と共通理解を図り関係者会議を繰り返し行う。母親の心理的負担を軽減しながらサポート体制を整え、合わせて心理相談、ここセン等へつなげる。

児童発達支援事業の利用が可能になり、地域の支援者で共有しながら1年が経過。発達の成長がとても感じられ次のステップへと両親、支援者が共有できるようになった。計画相談や児童発達支援事業、行政・医療・相談支援等と検討し、地域の幼稚園へ入園できるようになった。

このケースは今まで縦割りで動いていた関係機関が、それぞれの強みを活かし、抱え込むことなく情報共有を図る事が出来た。初期の段階から行政・医療機関が参加。医療的な見地から障害の見立てが出来、特性の理解が図れたことは大きな意義のある事であった。子の支援は子育て支援と児童発達支援、両親の支援は相談支援と役割を明確にすることで子供を中心にして次の暮らしを作りあげていった事例である。

前述したように、乳幼児健診が障害の早期発見に費やされてしまう現状。早期療育という名のもとに、専門的な機関に繋がる事が、親子の愛着形成を阻害してしまう背景も私たち支援者は知っておかなければならない。リハビリや訓練に明け暮れ、子育ての楽しさを見いだせず、将来どのように子と接していけば良いのか、そのような親子が多い現実が見える。このようなことを避けるためにも、色々な機関が情報を共有しながら丁寧に関わっていくことが求められている。

「いつ」「どこで」「誰と」つながるか・・・

私たちが 出来る事 すべき事・・・

○子育てに必要な機関を知る

○その機関がどのような役割を持っているのかを知る

障害を持って生まれてきた子どもも親も

笑顔を多くしよう(⇒ 人生を肯定的に)

出来る事を増やそう(⇒ 成長・発達として)

もっとしたい、もう一度したいと思う経験を
(⇒明日を拓く今日の喜び)



▶ 最後に ▶

障害者基幹相談支援センターとは？ ▶地域における相談支援の拠点です！▶

障害のある方が相談できる場所であり、相談支援専門員がその相談に対応します。障害の種別や年齢、障害手帳等ある・なしに関わらず障害のある方やご家族等からの困りごとの相談をお受けします。

富士北麓障害者基幹相談支援センター 通称 **ふじのわ** は、専門相談を担い、市町村・地域にある計画相談所や福祉サービス事業所、医療・教育と連携して障害児者の地域生活をサポートしています。

富士吉田市役所の1階・・・

